

# 江別市勤勞者共済会事業規程

## 江別市勤労者共済会事業規程

### (目的)

第1条 この規程は、江別市勤労者共済会規約（以下「規約」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

### (入会)

第2条 規約第6条により江別市勤労者共済会（以下「共済会」という。）に入会しようとするときは、入会申込書（1号様式）に会員カード兼個人情報に関する同意書（2号様式）を添えて共済会の理事長に提出するものとする。

### (入会の通知)

第3条 共済会は、前条の入会を承認したときは、1号様式と2号様式の事業所控を契約代表者に交付するものとする。

### (契約代表者)

第4条 契約代表者は、次の各号に掲げる業務を処理する。

- (1) 当該事業所の加入会員の会費の納入について
- (2) 当該事業所の従業員の新規加入及び所属会員の退会並びに変更事項の届について
- (3) 当該事業所の所属会員の共済金及び福利厚生事業助成金の請求及び領収について
- (4) 当該事業所が閉鎖、又は休止したときの退会手続きについて
- (5) その他共済会が必要とする手続きについて

### (会員の委任)

第5条 会員は、共済会への加入及び脱会等異動の届出、会費の納入及び共済金の請求並びに領収についての事務を共済契約代表者に委任する。

### (会員の異動)

第6条 所属事業所における会員の増加、減少その他の事由の異動が生じたときは、毎月25日までに会員異動届（4号様式）を共済会の理事長に提出しなければならない。

### (給付金、福利厚生事業助成金の請求)

第7条 規約第11条に規定する給付金の支払い、あるいは福利厚生事業の助成金の支払いを受けようとするときは、共済会給付金請求書（5号様式）ただし、本人死亡、重度障害、後遺障害、住宅火災の場合は全労済協会が定める保険請求書）又は共済会福利厚生事業助成金請求書に証明書類を添付して請求するものとする。

### (給付金の支払)

第8条 前条の請求があったときは、特に調査の日時を要する場合を除き、速やかに給付金を支払うものとする。

2 会員が死亡したときの給付金の受取人の順位は、別表のとおりとする。

### (給付の認定等)

第9条 規約第4条の保険契約による給付の認定等の条件は、保険契約に付帯する普通保険約款の規定によるものとし、規約第5条に基づく給付の認定等の条件は、共済会の理事長が別に定めるものとする。

### (積立金の運用)

第10条 共済会の理事長が、必要と認めるときは、積立金に属する現金を一般会計に繰り

入れ、あるいは江別市勤労者研修センター会計に繰り入れて運用することができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年5月30日総会)

この規程は、平成15年5月30日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則 (平成16年5月21日総会)

この規程は、平成16年5月21日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年4月27日総会)

この規程は、平成17年4月27日から施行し、平成17年6月1日から適用する。

附 則 (平成25年5月24日総会)

この規程は、平成25年5月24日から施行し、平成25年11月1日から適用する。

附 則 (平成27年5月15日総会)

この規程は、平成27年5月15日から施行する。

附 則 (平成30年5月23日総会)

この規程は、平成30年5月23日から施行する。

附 則 (令和2年4月23日理事会)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年5月26日理事会)

この規程は、令和4年5月26日から施行し、令和4年2月4日から適用する。

(別表 第8条第2項関係)

### 会員本人が死亡したときの共済給付金の受取人の順位

- ① 会員本人が死亡した場合の給付金の受取人は次に掲げる遺族とし、その順位は(1)～(5)の順とする。また、(2)～(5)の同一順位の中では、記載の順とする。
  - (1) 会員の配偶者（「事実婚を含む」以下同じ。）
  - (2) 会員の死亡の当時、その収入により生計を維持していた会員の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
  - (3) 会員の死亡の当時、その収入により生計を維持していた会員の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
  - (4) (2)に該当しない会員の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
  - (5) (3)に該当しない会員の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ② ①の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。
- ③ ①および②の規定にかかわらず、給付金を支払うべき遺族がないときは、その給付金を会員の相続人に支払うものとする。
- ④ 同順位の受取人が2人以上ある場合、受取人は、委任状（7号様式）を（一財）全国勤労者福祉・共済振興協会（全労済協会）に提出するものとする。